地方独立行政法人大阪府立病院機構公告第76号

令和８年度から令和12年度までにおける地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪はびきの医療センターのモバイル端末及びクラウド型電話交換機(PBX)等導入業務の委託契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（平成18年４月１日規程第30号。以下「契約事務取扱規程」という。）第４条並びに地方独立行政法人大阪府立病院機構物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成31年１月30日規程第360号）第６条及び第７条の規定により公告する。

令和８年11月24日

地方独立行政法人大阪府立病院機構
理事長　遠山　正彌

１　入札に付する事項

(1)　業務名称

令和８年度から令和12年度までにおける大阪はびきの医療センターのモバイル端末及びクラウド型電話交換機(PBX)等導入業務

(2)　仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3)　履行期間

環境構築・端末調達：契約締結日から令和９年３月31日まで
運用保守・回線利用：本運用開始日から令和12年５月７日まで
本運用開始日は協議の上決定

(4)　履行場所

羽曳野市はびきの三丁目７番１号
大阪はびきの医療センター

２　入札に参加する者に必要な資格

(1)　次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　契約事務取扱規程第３条第４項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3)　府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4)　府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5)　消費税及び地方消費税を完納していること。

(6)　移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者、またはその直接のグループ会社（資本関係を有する企業）であること。

(7)　クラウドPBXサービスにおいて、他自治体または公的機関での２件以上の稼働実績を有すること。

(8)　医療機関におけるFMC/モバイル内線化サービスの導入実績があること。

(9)　災害時や重大インシデント発生時において、迅速な復旧対応が可能な体制・営業拠点を近隣に有していること。

(10)　この公告の日から開札の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

イ　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号）第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められる者。

ウ　大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。）の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

(11)　令和７・８・９年度大阪府物品関係競争入札参加資格者名簿中「通信用機器（種目コード24）」及び令和７・８・９年度大阪府委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「電気通信事業（種目コード184）」に登録されている者であること。

なお、その登録をされていない者で、本件入札に参加を希望する者は、次により資格審査を申請することができる。

ア　資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先

〒540-8570　大阪市中央区大手前二丁目
（TEL（06）6944-6644）
大阪府総務部契約局総務委託物品課総務・資格審査グループ

イ　申請の方法

大阪府電子契約システム（https://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/portal/index）において、必要な事項を入力し、添付資料を登録して送信する。

ウ　申請期限

令和８年12月８日（火）午後４時

エ　その他

詳細は、イの大阪府電子契約システムの説明による。

３　入札参加資格審査

本件入札に参加を希望する者は、次により、入札参加資格審査申請書及び添付資料（以下「申請書類」という。）を提出し、大阪はびきの医療センターの確認を受けなければならない。

(1)　申請書類、入札説明書、仕様書、契約条項等の交付

ア　交付期間

令和８年11月24日（火）午前10時から同年12月16日（水）午後５時まで

イ　交付方法

大阪はびきの医療センターのホームページより交付する。

ホームページURL：https://www.ra.opho.jp/

なお、ホームページによるダウンロードが困難な場合は、大阪はびきの医療センター事務局施設保全グループにて交付する。この場合の交付期間は上記アと同様とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から正午まで及び午後１時から午後５時までとする。

(2)　申請書類の提出期間及び提出場所

本件入札に参加を希望する者は、申請書類を期限までに提出しなければならない。

ア　提出期間

上記３(1)アと同様とする。ただし、持参による提出の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から正午まで及び午後１時から午後５時までとする。

イ　提出場所

〒583－8588　羽曳野市はびきの三丁目７番１号
大阪はびきの医療センター事務局施設保全グループ

ウ　提出方法

提出書類は、持参、郵便書留又は宅配便（受領確認がとれるものに限る）とし、電送による申請は認めない。

4　入札手続き等

(1)　入札の日時

令和９年１月６日（水）午前10時

(2)　入札（開札）場所

羽曳野市はびきの三丁目７番１号

大阪はびきの医療センター３階　中会議室

(3)　入札方法

入札書は、持参することを原則とする。

(4)　入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5　その他

(1)　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国の通貨

(2)　入札保証金

免除する。

(3)　入札の無効

期限までに申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、大阪はびきの医療センターにより入札参加資格を有するものと認められた者であっても、入札時点において２に掲げる入札参加資格を満たさない者のした入札は、無効とする。

(4)　落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、有効に入札を行った者のうち、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）が契約事務取扱規程第８条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会するものとする。

(5)　契約書の作成
　　契約書を作成する。
(6)　誓約書の提出の確認
　　大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。
(7)　契約保証金
　ア　落札者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程第44条の規定により契約保証金を納めなければならない。
　　(ｱ)　納付期日
　　　契約締結の日
　　(ｲ)　納付場所
　　　羽曳野市はびきの三丁目７番１号
　　　大阪はびきの医療センター事務局施設保全グループ
　イ　上記にかかわらず、契約事務取扱規程第26条第１項第１号又は第３号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
(8)　契約に関する事務を担当する部署の名称及び問い合わせ先
　　〒583－8588　羽曳野市はびきの三丁目７番１号
　　TEL　072（957）2121（内線5366）
　　大阪はびきの医療センター事務局施設保全グループ
(9)　詳細は、入札説明書及び仕様書による。

６　Summary

(1)　Nature and quantity of the products to be purchased:
　　Implementation of mobile devices and a cloud-based private branch exchange (PBX) system, etc.
(2)　Period of tender application :
　　From 10:00 a.m. on November 24, 2026, to 5:00 p.m. on December 16, 2026
(3)　Period of tender submission :
　　10:00 a.m. on January 6, 2027
(4)　Bid opening :
　　10:00 a.m. on January 6, 2027
(5)　For more information, please contact :
　　General affairs group Osaka Prefectural Hospital Organization Osaka Habikino Medical Center
　　3-chome 7-1 Habikino,Habikino-shi, Osaka-fu 583-8588, Japan
　　TEL　072-957-2121

(We accept applications that are presented in Japanese only.)